

令和3年2月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年2月19日（金）13時24分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について
8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和3年2月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。定例会にご出席いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスに対して医療関係者へのワクチン接種が始まりました。我々へのワクチン接種の日程については、いつになるか分かっていない状況ですが、ワクチンが広く接種されることで、新型コロナウイルスが早く収束することを願っています。次に、先月にもお話ししましたが、不在地主で管理が出来ない農地が1町程度あった筆岡の件につきましては、地元の農業委員さん、推進委員さんが積極的に動いていただいたおかげで、近日中にはほぼ何とかなる目途がつかしました。各地区の委員さんにおかれましても、荒廃農地とならないよう掘り起こしていただくようお願いします。

それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会長

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、令和3年2月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、1番の氏家委員と、2番の都築委員の両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、9案件でございます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、9案件でございます。

番号1及び番号2につきましては、所有者が同じで残存小作地です。所有者は毎年年末に小作料を受け取っておられましたが、自分の代で小作地については解消したいと考えられ、耕作者に話をもちかけたところ、双方で合意したため、合意解約書を作成し、売買により耕作者に所有権移転するものです。

番号1の譲受人は【申請人読み上げ】です。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。

申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号2の譲受人は、【申請人読み上げ】です。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。

なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号3と番号4につきましては自作地に集積するため、交換するものであります。面積の違いによる価格の差につきましては、金銭支払により精算するものであります。

番号3ですが、【申請人読み上げ】です。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、交換による所有権移転を行うものであります。なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号4ですが、【申請人読み上げ】です。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、交換による所有権移転を行うものであります。なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】で、売買による所有権移転の案件でございます。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、番号1番号2と同じ事由により売買による所有権移転を行うものであります。なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号6ですが、【申請人読み上げ】で、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は、番号5の譲受人と同じ方でありまして、本案件につきましては、番号5の買取りについて合意した後、その農地に隣接している残存小作地である本申請地についても、番号5と同様に買取りしたいとの意向を所有者に伝えたところ、双方で合意したため、合意解約書を作成し、売買により耕作者に所有権移転するものです。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。なお、申請地には水稲を作付けする計画が提出されております。

次に番号7ですが【申請人読み上げ】で売買による所有権移転の案件でございます。

本申請農地は【申請地読み上げ】であります。

本案件は労力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

なお、申請地には日向葵を植栽する計画が提出されております。

次に番号8ですが、【申請人読み上げ】で売買による所有権移転の案件でございます。

本申請農地は【申請地読み上げ】であります。

本案件は労力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

なお、申請地にはミカンを植栽する計画が提出されております。

次に番号9ですが、【申請人読み上げ】で売買による所有権移転の案件でございます。

本申請農地は【申請地読み上げ】であります。

本案件は労力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

なお、申請地にはミカンを植栽する計画が提出されております。

以上、9案件、登記地目は田が10筆、面積は8,447㎡であります。

申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たすものであり、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

番号1ですが、【申請人読み上げ】で、贈与による所有権移転の案件で、申請地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件の譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、丸亀市に在住し、勤め人であるため農業はできず、耕作してくれる方が見つからないため、管理のみ行っている状況であるため、処分を考えておられました。一方、譲受人は丸亀市に事業所及び資材置場を保有し、土木工事業を行っている会社でありまして、事業拡大のため資材置場となる土地を探していたところに、知人である譲渡人より土地の提供を受けるものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されていますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号2ですが、【申請人読み上げ】で、売買による所有権移転の案件で、申請地は、【申請地読み上げ】であります。

譲受人には、駐車スペースとして軽自動車2台分しかないため、法要、永代経等の際、集まる門徒の駐車場に困っていました。そのため、本申請地を取得し18台分の駐車場とするものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されていますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転

用できるものと考えます。

番号3ですが、【申請人読み上げ】、賃貸借権を設定する案件で、申請地は、【申請地読み上げ】を一時転用するものあります。

譲受人は申請地から北へ約40メートル入った場所で、10区画の分譲住宅販売を始めましたが、幹線道路からは見えないため、幹線道路の入り口に看板を立てるため、賃貸借権による一時転用申請するものです。転用面積は、看板部分だけのため1㎡となり、一時転用のため分筆登記は行っていません。賃貸借期間は、3年間となっております。

以上、3案件、登記地目は田が3筆、転用面積は872㎡で提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号1は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。16日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇地区の委員さんにご意見

を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の4ページから7ページで、7案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る【申請地読み上げ】は残存小作地ではありますが、賃借人の労力不足により耕作が難しく、返還を申入れたところ合意を得られたため、

解約がなされたものです。なお、離作補償はありません。

番号2ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】は残存小作地ではありますが、議案第1号でご説明しましたとおり、賃借人に売渡すため解約するものであります。

番号3ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】についても、番号2と同じ事由であります。

番号4ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】は残存小作地ではありますが、賃借人の労力不足により耕作が難しく、返還を申入れたところ合意を得られたため、解約がなされたものです。なお、離作補償はありません。

番号5ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、賃借権の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】であります。この農地は経営基盤強化促進法により平成26年6月1日から令和6年5月31日までの10年間、賃貸借契約していたものですが、耕作状況や農地の管理状況に対し、賃貸人が不信感を持ち、賃借人に返還の申し出をしたところ、合意を得られたため解約をしたものです。

番号6ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】につきましては残存小作地ではありますが、議案第1号でご説明しましたとおり、賃借人に売渡すため解約するものであります。

番号7ですが、賃貸人は【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は【申請地読み上げ】につきましても、番号6と同じ

事由であります。

今月は以上7件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

会 長

これで本日の議案審議等については、全て終了いたしました。

これをもちまして、2月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時48分 終了